鴨志田一雄
杉浦　旦悦

従五位に叙する（各通）
伊藤　義夫　稲葉　泰樹
大塚　晴彦　鬼塚　武利
中迫　論　村井　健藏

正六位に叙する（各通）
赤松　宏二　石丸　金彌
衞藤　哲之　佐藤　規
林　登志雄　原口　清志
八幡　武

従六位に叙する（各通）
苅谷　健生　齋藤　敏夫
谷岡　源造　津波　滿江
綿引　幸正

正七位に叙する（各通）
多久島泰雄　早川　忠孝

従七位に叙する（各通）
松富　純夫
瀬古　修助

正八位に叙する（以上九月二十日）
石井　良一

正五位に叙する
勝俣　福志

従五位に叙する
石川　俊幸　大平　武
白神　説一　神保　善二
塚本　忠夫　露木　一吉
西崎　良藏　藤井　惇

正六位に叙する（各通）
一木　勝圖　岩本　栄二
中川　欣三　中嶋　一夫

従六位に叙する（各通）
田口　文夫

正七位に叙する
押見　勲
細井　利雄　松本　一郎

従七位に叙する（各通）（以上九月二十一日）
田代　空
中谷　哲郎

（茨城大学名誉教授）
浦　亨　佐々木　賞

正六位に叙する（各通）（以上九月二十二日）
古賀　義根

従四位に叙する（各通）
高橋　北英

正四位に叙する
小池　忠

正五位に叙する（各通）
高木　壽雄
川畑　清敏
須山　長壽

従五位に叙する（各通）
太田　貢
金田多喜夫
吉本　英夫

正六位に叙する（各通）
石丸　金彌
西原　克己
細谷　弘一

従六位に叙する（各通）
武市　一郎
二宮　史夫

正七位に叙する（各通）
石山　義昭
松尾　弘

従六位に叙する（各通）
高坂　俊幸

正七位に叙する（以上九月二十三日）
（前橋市消防監）
田口　文夫　中嶋　一夫

正七位に叙する（九月二十四日）
○叙勲
中谷　哲郎

従六位に叙する（各通）
野本　恒夫
中野　昭雄
松本　一郎

正七位に叙する（以上九月二十三日）
細井　利雄

従六位に叙する（各通）（以上九月二十一日）
岩本　栄二

正七位に叙する（以上九月二十三日）
石川　俊幸
塚本　忠夫
藤井　惇

従六位に叙する（各通）
大竹　俊博　畠　政俊
旭日小綬章を授ける（各通）
江口　慶吾　吉野　茂
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月十八日）
山上　隆文
旭日単光章を授ける（九月十九日）
（志布志市議会議員）
金子　光博
沼田　政男　早田　勲
旭日単光章を授ける（各通）（九月二十日）
樺山　資敏　渡邉　宏章
旭日単光章を授ける（各通）（九月二十一日）
合田　信治　湊　嘉治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
近藤　哲雄　鈴木　昇
田口　尚男　丸山　勝彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
小山　孝策　延藤　克己
前田　利夫　三原　秀治　吉田　洋一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十八日）
大澤　了　小林　信昭　後藤　孝夫
酒井　貞夫　竹之内　巖　中村　真作
中山　重雄　長岡　勝義　浜本　洋世
松本　滋雄　満永　一雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
橋本　章　渡辺　民雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
（大阪大学名誉教授）
東　紀一　三畑　清敏
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石山　義昭　稲葉　泰樹
及川　清介　太田　貢　鬼塚　武利
金田多喜夫　苅谷　健生　杉浦　旦悦
武市　一郎　中迫　論　二宮　史夫
早川　忠孝　林　登志雄　細谷　弘一
松富　純夫　村井　健藏
瑞宝双光章を授ける（各通）
折橋　信行　城田　毅　多久島泰雄
田添　幸村　那須　幸人　西原　克己
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十日）
佐藤　祥二　西口　義一

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十四日ザンビア国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本トランスオーシャン航空乗員組合から、一時金等の要求に関して、平成26年10月28日以降、同組合の組合員が従事する日本トランスオーシャン航空株式会社の全職場（東京都、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年10月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第3号の規定に基づき、平成26年10月16日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年10月27日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　吉永敬一郎
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第3090号
事務所の所在地　大阪市北区堂島二丁目2番26号
違反行為　他人による業務の取扱い、補助者の監督責任、未登録補助者の使用及び会則違反

登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第35条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月27日

九州経済産業局長　岸本　吉生

名　称	飯塚ショッピング信販株式会社
本店の所在地	福岡県飯塚市本町13番8号
登録番号	九州（包）第14号
営業廃止年月日	平成26年6月30日